

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2024年 8 月15日 提出
【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 牛窪 克彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段南一丁目 6 番 5 号
【事務連絡者氏名】	田原 輝行
【電話番号】	03-5210-8500
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	NZAM 上場投信 DAX（為替ヘッジあり）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	（ 1 ）当初申込期間：100億円を上限とします。 （ 2 ）継続申込期間：1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	名称 株式会社東京証券取引所 所在地 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日の有価証券報告書の提出に伴い、2023年8月29日付をもって提出した有価証券届出書（2024年2月15日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書を含みます。以下「原届出書」といいます。）のうち、関係情報を新たな情報に更新・訂正するとともに、その他の情報について訂正すべき事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書のうち以下の記載内容を訂正します。

（＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している_____下線部は訂正部分です。＜更新・訂正後＞に記載している内容は、原届出書が更新・訂正されます。）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新・訂正後>

当ファンドは、投資信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をDAX指数（配当込み、円ヘッジベース）（以下「対象指数」といいます。）の変動率に一致させることを目的とします。

一般社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下のとおりです。

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ<<https://www.toushin.or.jp/>>をご覧ください。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信 追加型投信	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	M M F M R F E T F	インデックス型 特殊型

商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

属性区分表

（当ファンドは、ファミリーファンド方式の為、商品分類（表紙）と属性区分における投資対象資産は異なります。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券： 株式（一般）） 資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	年 1 回 年 2 回 年 4 回 年 6 回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （ ）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド ・オブ・ ファンズ	あり （フルヘッ ジ） なし	日経 2 2 5 T O P I X その他 （DAX指数（配当 込み、円ヘッジ ベース））

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分定義

その他資産	組入れている資産を記載するものとする。
年 1 回	目論見書又は投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいう。
欧州	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファン ド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
その他（DAX指数 （配当込み、円 ヘッジベース））	目論見書又は投資信託約款において、DAX指数（配当込み、円ヘッジベース）に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

< 信託金の限度額 >

委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加することができます。
委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第 3 条））

<ファンドの特色>

ファンドの目的

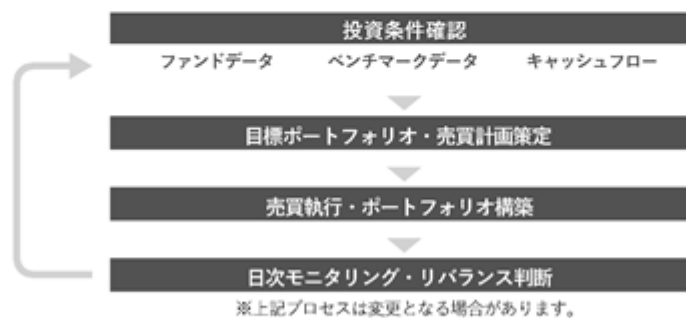
この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率をDAX指数（配当込み、円ヘッジベース）の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

ドイツの株式を主要投資対象とし、DAX指数（配当込み、円ヘッジベース）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。

<運用プロセスのイメージ図>



DAX指数

- DAX指数は、ドイツのフランクフルト証券取引所上場銘柄のうち、ドイツ企業の主要40銘柄を対象に算出される株価指数です。
- DAX指数（配当込み、円ヘッジベース）は、DAX指数（ユーロベース）を円ヘッジし、委託会社が計算したものです。
- 円ヘッジ、円換算の計算においては、原則としてわが国における計算日の午前10時の対顧客電信売買相場の仲値（TTM）を使用します。

DAX指数の著作権等について

Qontigo Index GmbH（以下、「QIG」）、ドイツ取引所グループおよび同社のライセンサー、リサーチパートナー、データプロバイダー（以下「ドイツ取引所グループ等」）は、NZAM 上場投信 DAX（為替ヘッジあり）（以下「当ファンド」）に関連するDAX®指数及び関連商標（以下「当インデックス等」）のライセンスを除き、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社（以下「当社」）とは何の関係もございません。

QIGおよびドイツ取引所グループ等は、当ファンドを後援、支持、販売、または宣伝せず、当ファンドまたはその他の商品への投資の勧誘を行いません。またQIGおよびドイツ取引所グループ等は当ファンドの管理、マーケティングに関していかなる責任も負わず、当インデックス等の決定、構成、または計算において、当ファンドおよびその保有者のニーズを考慮する義務を負いません。加えてQIGおよびドイツ取引所グループ等は明示的か黙示的かを問わず、いかなる保証も与えず、特に当インデックス等のデータの使用に関連して、当ファンド、および当ファンドの所有者、またはその他の者が得る成果当インデックス等のデータの正確性、適時性、完全性、商品性、特定の目的または用途への適合性、およびそのパフォーマンスについてはいかなる責任も負いません。また、QIGおよびドイツ取引所グループ等は当インデックス等のデータや当ファンドに関連したエラー、遺漏又は中断の結果として生じた損失や損害について、そのような損失または損害が発生する可能性があることを認識している状況であっても、いかなる保証もせず、いかなる責任も負いません。

また、QIGと当社との間のライセンス契約は、当事者の利益のみを目的としており、当ファンドの所有者またはその他の第三者の利益を目的としたものではありません。

実質組入外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則としてすべて対円での為替ヘッジを行います。

※当ファンドは、DAXインデックス・マザーファンドを通じて投資を行います。

当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であればいつでも株式と同様に売買することができます。

- ・売買単位は、10口単位です。
- ・売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
- ・取引方法は、原則として株式と同様です。

※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、マザーファンドへの投資を通じて、実質的にドイツの株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資を行います。ファミリーファンド方式とは、複数の投資信託の資金をまとめて「マザーファンド（親投資信託）」と呼ばれる投資信託に投資し、マザーファンドが株や債券などの資産に投資する仕組みのことです。一般の投資家は「ベビーファンド」と呼ばれるファンドを購入し、ベビーファンドはマザーファンドに対して投資を行います。



主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合に制限は設けません。
- デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のなかに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

分配方針

毎計算期間末（毎年11月15日）に経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

（３）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

（図表、略）

委託者（委託会社）の概況（2023年11月30日現在）

（以下、略）

<訂正後>

（図表、略）

委託者（委託会社）の概況（2024年 5 月31日現在）

（以下、略）

2【投資方針】

（２）【投資対象】

<更新・訂正後>

a．投資の対象とする資産の種類（約款第17条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b．運用の指図範囲等（約款第18条第1項から第3項）

委託者は、信託金を、主として農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたDAXインデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10．資産の流動化に関する法律に規定する受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

11．コマーシャル・ペーパー

12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号（上記1．から上記12．）の証券または証書の性質を有するもの

- 14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 15．投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 16．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 17．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 18．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 19．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 21．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 22．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 23．外国の者に対する権利で第22号（上記22．）の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号（上記1．）の証券または証書、第13号ならびに第18号（上記13．ならびに上記18．）の証券または証書のうち第1号（上記1．）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号（上記2．から上記6．）までの証券、第15号（上記15．）の証券のうち投資法人債券、および第13号ならびに第18号（上記13．ならびに上記18．）の証券または証書のうち第2号から第6号（上記2．から上記6．）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号（上記14．）および第15号（上記15．）の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、第1項（上記 ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号（上記5．）の権利の性質を有するもの

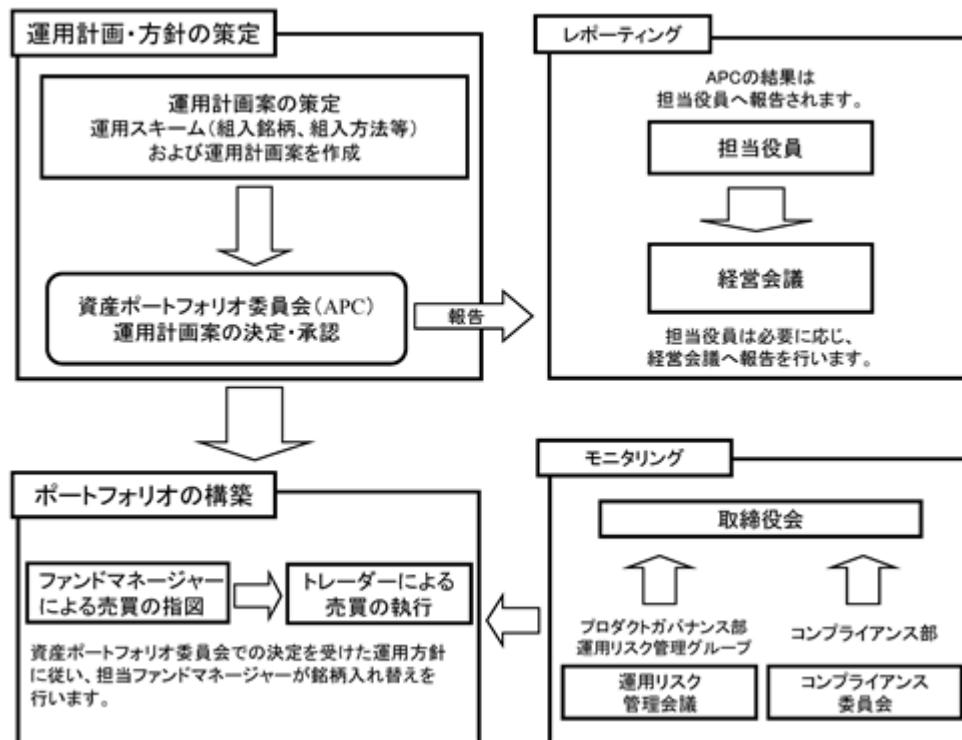
第1項（上記 ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項（上記 ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

<更新・訂正後>

１．運用体制

当ファンドは、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



<資産ポートフォリオ委員会（APC）>

原則月１回以上開催し、ファンドの運用計画を決定（承認）します。

２．ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	100名程度 （うち 投資判断に携わる者 85名程度）
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度
プロダクトガバナンス部 運用リスク管理グループ	5名程度

３．ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

３【投資リスク】

<更新・訂正後>

（１）投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に株式など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**受益者の皆様の投資元金は保証されていないものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。**

ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。

ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

乖離リスク

当ファンドは、対象指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により対象指数の動きと乖離が生じます。

イ．対象指数の構成銘柄異動、その他一部の解約の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること

ロ．対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること

ハ．個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の時価総額構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと

ニ．先物取引を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること

ホ．信託報酬等のコスト負担があること

対象指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

為替変動リスク

組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

カントリーリスク

一般に、外国証券（債券・株式等）は当該国・地域の政治・経済・社会情勢、通貨規制、資本規制等による影響を受けます。当該国・地域の政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、ファンドに組入れている外国証券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、一般に新興経済国・発展途上国のカントリーリスクは先進国と比べて高いものとなります。

流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売買する際に市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

有価証券の貸し付けにおけるリスク

有価証券の貸付等において、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になるリスクがあります。この場合、貸し付けた有価証券が返還されず、不測の損失を被る可能性があります。

（２）その他の留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。
- 当ファンドが投資対象とするマザーファンドと同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（３）投資リスクに対する管理体制

フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理（ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等）を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（プロダクトガバナンス部運用リスク管理グループ）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的には、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理、および組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証・報告しています。また、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールに従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会においてこれらの遵守状況を報告・審議しています。

〔運用リスク管理会議〕

原則として月１回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

〔コンプライアンス委員会〕

原則として年４回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関することについて報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

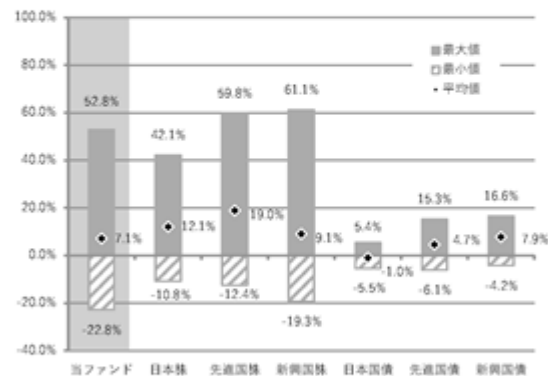
参考情報

当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



- 2019年6月～2024年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。
- 当ファンドは、設定から1年が経過していないため、当ファンドの年間騰落率のデータの代わりにベンチマークの年間騰落率のデータを用いて算出しています。
- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



- 2019年6月～2024年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 当ファンドは、設定から1年が経過していないため、当ファンドの年間騰落率のデータの代わりにベンチマークの年間騰落率のデータを用いて平均値、最大値、最小値を算出しています。
- 各資産クラスの指数
 日本株：配当込みTOPIX
 先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（税引前配当込み、円ベース）
 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
 日本国債：NOMURA-BPI 国債
 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債：FTSE 新興国市場国債インデックス（円ベース）
 （注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 配当込みTOPIXの指数値及び同指数に係る商標又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る商標又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。
- 「NOMURA-BPI 国債」は理研フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は同社に帰属します。なお、同社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- 「MSCI コクサイ・インデックス」、「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべて MSCI Inc. に帰属します。
- 「FTSE 世界国債インデックス（除く日本）」、「FTSE 新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。
 同指数はFTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

4【手数料等及び税金】

（５）【課税上の取扱い】

<更新・訂正後>

課税上は上場証券投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

○受益権の売却時、解約時および償還時

売却時、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

○収益分配金の受取時

収益分配金については、税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

○損益通算について

売却時、解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限りです。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

○少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度の適用対象となります。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

○受益権の売却時、解約時および償還時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

○収益分配金の受取時

収益分配金については、税率15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。なお、税額控除が適用されません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

（注意）

- 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- 税制が改正された場合等には、上記の内容（2024年5月31日現在）が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。
- 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

<更新・訂正後>

2024年 5月31日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

N Z A M 上場投信 D A X（為替ヘッジあり）

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,874,351,406	101.27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	23,595,318	1.27
合計(純資産総額)		1,850,756,088	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	—	1,842,175,269	99.54

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	親投資信託 受益証券	D A X インデックス・マ ザーファンド	1,482,521,084	1.1382	1,687,405,498	1.2643	1,874,351,406	101.27

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	101.27
合計	101.27

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (％)
為替予約取引	ユーロ	売建	10,890,000.00	1,842,084,882	1,842,175,269	99.54

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）		東京証券取引所 取引価格（円）
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
第1計算期間末（2023年11月15日）	617,733,807	617,733,807	1,992.69	1,992.69	1,896
2023年 9月末日	511,050,430	—	1,965.58	—	1,977
10月末日	582,372,559	—	1,878.62	—	1,957
11月末日	638,080,635	—	2,058.32	—	1,896
12月末日	570,865,193	—	2,114.32	—	2,131
2024年 1月末日	683,755,242	—	2,136.74	—	2,101.5
2月末日	1,212,598,622	—	2,204.72	—	2,184.5
3月末日	1,476,189,353	—	2,306.55	—	2,279
4月末日	1,829,205,469	—	2,244.42	—	2,245
5月末日	1,850,756,088	—	2,270.87	—	2,245

(注) 計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。終値がない場合には、その直近値を表示しています。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2023年 9月21日～2023年11月15日	0.00

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間末	2023年 9月21日～2023年11月15日	0.4
第2中間計算期間末	2023年11月16日～2024年 5月15日	15.8

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2023年 9月21日～2023年11月15日	310,000	—	310,000
第2中間計算期間末	2023年11月16日～2024年 5月15日	800,000	295,000	815,000

(注) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

D A X インデックス・マザーファンド

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	ドイツ	1,620,794,608	86.47
	オランダ	133,657,412	7.13
	小計	1,754,452,020	93.60
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	119,882,384	6.40
合計(純資産総額)		1,874,334,404	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	ドイツ	110,312,855	5.89

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ドイツ	株式	SAP SE	ソフト ウェア・ サービス	7,885	28,161.40	222,052,707	28,621.51	225,680,625	12.04
2	ドイツ	株式	SIEMENS AG-REG	資本財	5,797	28,550.20	165,505,537	29,901.65	173,339,886	9.25
3	ドイツ	株式	ALLIANZ SE-REG	保険	3,020	42,275.22	127,671,165	45,110.54	136,233,849	7.27
4	オランダ	株式	AIRBUS SE	資本財	4,522	25,495.86	115,292,291	27,011.99	122,148,255	6.52
5	ドイツ	株式	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	電気通信 サービス	26,732	3,604.42	96,353,607	3,736.85	99,893,683	5.33
6	ドイツ	株式	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	保険	1,052	69,706.57	73,331,316	77,181.98	81,195,451	4.33
7	ドイツ	株式	MERCEDES-BENZ GROUP AG	自動車・ 自動車部 品	6,166	11,777.63	72,620,919	11,193.59	69,019,709	3.68
8	ドイツ	株式	INFINEON TECHNOLOGIES AG	半導体・ 半導体製 造装置	10,068	5,616.32	56,545,134	6,296.29	63,391,061	3.38
9	ドイツ	株式	BASF SE	素材	6,881	8,129.06	55,936,106	8,163.02	56,169,757	3.00
10	ドイツ	株式	ADIDAS AG	耐久消費 財・アパ レル	1,282	32,180.10	41,254,890	39,304.07	50,387,818	2.69
11	ドイツ	株式	DHL GROUP	運輸	7,418	6,966.07	51,674,332	6,517.85	48,349,442	2.58
12	ドイツ	株式	DEUTSCHE BOERSE AG	金融サー ビス	1,465	31,540.03	46,206,145	30,509.46	44,696,368	2.38
13	ドイツ	株式	DEUTSCHE BANK AG- REGISTERED	金融サー ビス	15,378	2,157.90	33,184,245	2,619.70	40,285,830	2.15
14	ドイツ	株式	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	自動車・ 自動車部 品	2,299	17,706.35	40,706,913	15,721.62	36,144,023	1.93

15	ドイツ	株式	BAYER AG-REG	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	7,574	5,229.22	39,606,142	4,763.17	36,076,309	1.92
16	ドイツ	株式	E.ON SE	公益事業	15,651	2,022.07	31,647,571	2,080.65	32,564,313	1.74
17	ドイツ	株式	VOLKSWAGEN AG-PREF	自動車・ 自動車部 品	1,590	20,246.26	32,191,562	19,439.81	30,909,298	1.65
18	ドイツ	株式	RWE AG	公益事業	5,213	5,643.48	29,419,499	5,911.73	30,817,899	1.64
19	ドイツ	株式	RHEINMETALL AG	資本財	336	70,443.41	23,668,989	87,708.34	29,470,005	1.57
20	ドイツ	株式	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	資本財	4,440	6,446.54	28,622,667	6,616.32	29,376,490	1.57
21	ドイツ	株式	MERCK KGAA	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	996	26,300.61	26,195,417	27,954.27	27,842,460	1.49
22	ドイツ	株式	VONOVIA SE	不動産管 理・開発	5,363	4,247.89	22,781,464	4,789.49	25,686,055	1.37
23	ドイツ	株式	SIEMENS ENERGY AG	資本財	5,108	2,434.64	12,436,167	4,419.37	22,574,159	1.20
24	ドイツ	株式	COMMERZBANK AG	銀行	8,055	1,940.58	15,631,415	2,666.39	21,477,810	1.15
25	ドイツ	株式	SIEMENS HEALTHINEERS AG	ヘルスケ ア機器・ サービス	2,144	9,095.11	19,499,926	9,076.43	19,459,885	1.04
26	ドイツ	株式	BEIERSDORF AG	家庭用 品・パー ソナル用 品	754	22,646.95	17,075,804	24,287.02	18,312,420	0.98
27	ドイツ	株式	SYMRISE AG	素材	969	16,899.90	16,376,004	18,556.95	17,981,688	0.96
28	ドイツ	株式	HANNOVER RUECK SE	保険	463	38,599.48	17,871,560	38,200.49	17,686,831	0.94
29	ドイツ	株式	HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	家庭用 品・パー ソナル用 品	1,255	12,140.96	15,236,915	14,034.01	17,612,689	0.94
30	ドイツ	株式	HEIDELBERG MATERIALS AG	素材	1,044	14,826.88	15,479,271	16,421.12	17,143,651	0.91

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	不動産管理・開発	1.37
		素材	5.52
		資本財	21.58
		運輸	2.58
		自動車・自動車部品	8.86
		耐久消費財・アパレル	2.69
		一般消費財・サービス流通・小売り	0.40
		家庭用品・パーソナル用品	1.92
		ヘルスケア機器・サービス	1.88
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.45
		銀行	1.15
		金融サービス	4.53
		保険	12.54
		ソフトウェア・サービス	12.04
		電気通信サービス	5.33
		公益事業	3.38
		半導体・半導体製造装置	3.38
合計			93.60

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	DAX MIN 2406	買建	7	ユーロ	635,950	107,971,592	649,740	110,312,855	5.89

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

< 参考情報 >

交付目論見書の運用実績（2024年5月末現在）

2024年5月末現在

基準価額・純資産の推移



* 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期/年月日	分配金
1期 2023年11月15日	0円
設定来累計	0円

* 分配金のデータは、100口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

■ NZAM 上場投信 DAX（為替ヘッジあり）

資産の組入比率

資産の種類	組入比率（％）
DAX インデックス・マザーファンド	101.3
短期資産等	-1.3

■ DAXインデックス・マザーファンド

組入上位銘柄

銘柄名	業種	組入比率（％）
1 SAP SE	ソフトウェア・サービス	12.0
2 SIEMENS AG-REG	資本財	9.2
3 ALLIANZ SE-REG	保険	7.3
4 AIRBUS SE	資本財	6.5
5 DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	電気通信サービス	5.3
6 MUENCHENER RUECKVER AG-REG	保険	4.3
7 MERCEDES-BENZ GROUP AG	自動車・自動車部品	3.7
8 INFINEON TECHNOLOGIES AG	半導体・半導体製造装置	3.4
9 BASF SE	素材	3.0
10 ADIDAS AG	耐久消費財・アパレル	2.7

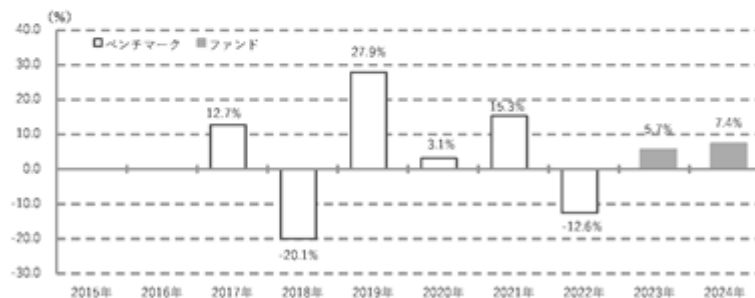
* 組入比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

* 短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

組入上位業種

業種	組入比率（％）
1 資本財	21.6
2 保険	12.5
3 ソフトウェア・サービス	12.0
4 自動車・自動車部品	8.9
5 素材	5.5
6 電気通信サービス	5.3
7 金融サービス	4.5
8 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.4
9 半導体・半導体製造装置	3.4
10 公益事業	3.4

年間収益率の推移



* ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

* ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

* 最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

* ベンチマークは、「DAX 指数（配当込み、円ヘッジベース）」です。

* ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

* 2022年以前は、ベンチマークの収益率を表示。

* ベンチマークの年間騰落率は、算出可能な期間についてのみ表示しています。

* 2023年は設定日（9月21日）から年末までの騰落率、2024年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

（5）【その他】

<更新・訂正後>

a．信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

（イ）信託契約の解約（約款第51条）

委託者は、信託期間中において、2026年11月15日以降の受益権の口数が50万口を下ることとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、信託期間中において次に該当することとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1．受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合

2．対象指数が廃止された場合

3．対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が約款第56条第2項に規定する書面決議により否決された場合

なお、上記1．に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。

委託者は、上記の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとする場合、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

上記から上記までの規定は、上記の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記から上記までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令（約款第52条第1項）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

（ハ）委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い（約款第53条）

委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第56条第2項の書面決議において否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（ニ）受託者の辞任および解任に伴う取り扱い（約款第55条）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

(イ) 信託契約に関する監督官庁の命令（約款第52条第2項）

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第56条の規定に従います。

(ロ) 信託約款の変更等（約款第56条）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、上記の事項（上記の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

上記の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記から上記までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

上記から上記までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

c. 金融商品取引所への上場（約款第13条）

委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

d. その他の契約の変更

<募集等に関する契約>

委託者と販売会社との間の上場投資信託の募集等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

e．運用報告書等

<運用報告書>

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づく運用報告書の作成・交付は行いません。

<有価証券報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書および同法第24条の5第1項の規定に基づき半期報告書を作成し、関東財務局に提出します。

<臨時報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

f．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第54条）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g．他の受益者の氏名等の開示の請求の制限（約款第58条）

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1．他の受益者の氏名または名称および住所

2．他の受益者が有する受益権の内容

h．公告（約款第59条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

i．信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第60条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

j．信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

第3【ファンドの経理状況】

<更新・訂正後>

1【財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2023年11月16日から2024年5月15日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【NZAM 上場投信 DAX（為替ヘッジあり）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 2023年11月15日現在	当中間計算期間末 2024年 5月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,043,456	3,512,770
親投資信託受益証券	637,169,904	1,895,403,205
未収利息	-	6
流動資産合計	638,213,360	1,898,915,981
資産合計	638,213,360	1,898,915,981
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	19,941,920	16,415,767
未払受託者報酬	17,981	110,982
未払委託者報酬	143,851	887,803
その他未払費用	375,801	1,258,923
流動負債合計	20,479,553	18,673,475
負債合計	20,479,553	18,673,475
純資産の部		
元本等		
元本	620,000,000	1,630,000,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（　）	2,266,193	250,242,506
（分配準備積立金）	519,724	519,724
元本等合計	617,733,807	1,880,242,506
純資産合計	617,733,807	1,880,242,506
負債純資産合計	638,213,360	1,898,915,981

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

		当中間計算期間 自 2023年11月16日 至 2024年 5月15日
営業収益		
受取利息		74
有価証券売買等損益		243,903,451
為替差損益		90,107,165
営業収益合計		153,796,360
営業費用		
支払利息		4
受託者報酬		110,982
委託者報酬		887,803
その他費用		1,262,722
営業費用合計		2,261,511
営業利益又は営業損失（ ）		151,534,849
経常利益又は経常損失（ ）		151,534,849
中間純利益又は中間純損失（ ）		151,534,849
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）		-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		2,266,193
剰余金増加額又は欠損金減少額		145,367,550
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		145,367,550
剰余金減少額又は欠損金増加額		44,393,700
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		44,393,700
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-
分配金		-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		250,242,506

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目		前計算期間末 2023年11月15日現在	当中間計算期間末 2024年 5月15日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	500,000,000円	620,000,000円
	期中追加設定元本額	120,000,000円	1,600,000,000円
	期中一部解約元本額	- 円	590,000,000円
2.	中間計算期間の末日における受益権の総数	310,000口	815,000口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	2,266,193円	- 円
4.	1口当たり純資産額 (100口当たり純資産額)	1,992.69円 (199,269円)	2,307.05円 (230,705円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間末 2023年11月15日現在	当中間計算期間末 2024年 5月15日現在
1．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 為替予約取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

第1期（2023年11月15日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 ユーロ	581,394,736	-	601,336,656	19,941,920
合計		581,394,736	-	601,336,656	19,941,920

当中間計算期間末（2024年 5月15日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 ユーロ	1,829,979,296	-	1,846,395,063	16,415,767
合計		1,829,979,296	-	1,846,395,063	16,415,767

(注) 時価の算定方法

1. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。

為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。

2. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（参考情報）

当ファンドは、「DAX インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「DAX インデックス・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

	2023年11月15日現在	2024年 5月15日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	13,613,453	46,141,045
コール・ローン	1,146,721	1,633,619
株式	609,276,756	1,784,757,046
派生商品評価勘定	882,882	3,894,590
未収入金	-	817,305
未収利息	-	3
差入委託証拠金	12,248,661	58,101,434
流動資産合計	637,168,473	1,895,345,042
資産合計	637,168,473	1,895,345,042
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	610,784,034	1,482,521,084
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	26,384,439	412,823,958
元本等合計	637,168,473	1,895,345,042
純資産合計	637,168,473	1,895,345,042
負債純資産合計	637,168,473	1,895,345,042

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。 為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
5. その他	外貨建取引等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		2023年11月15日現在	2024年 5月15日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2023年 9月21日	2023年11月16日
	同期首元本額	499,500,000円	610,784,034円
	同期中追加設定元本額	118,730,522円	1,534,546,900円
	同期中一部解約元本額	7,446,488円	662,809,850円
	元本の内訳		
	NZAM 上場投信 DAX（為替ヘッジあり）	610,784,034円	1,482,521,084円
	合計	610,784,034円	1,482,521,084円
2.	本書における開示対象ファンドの中間計算期間の末日における受益権の総数	610,784,034口	1,482,521,084口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.0432円 (10,432円)	1.2785円 (12,785円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年11月15日現在	2024年 5月15日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 先物取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

(2023年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	24,794,406	-	25,677,288	882,882
合計		24,794,406	-	25,677,288	882,882

(2024年 5月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	91,820,885	-	95,715,475	3,894,590
合計		91,820,885	-	95,715,475	3,894,590

(注) 時価の算定方法

1. 先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額は含んでおりません。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

N Z A M 上場投信 D A X（為替ヘッジあり）

（2024年 5月31日現在）

資産総額	3,718,859,972円
負債総額	1,868,103,884円
純資産総額（ - ）	1,850,756,088円
発行済口数	815,000口
100口当たり純資産額（ / ）	227,087円

（参考）

D A X インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

（2024年 5月31日現在）

資産総額	1,982,305,995円
負債総額	107,971,591円
純資産総額（ - ）	1,874,334,404円
発行済口数	1,482,521,084口
1万口当たり純資産額（ / ）	12,643円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

（1）資本金の額（2023年11月30日現在）

（以下、略）

<訂正後>

（1）資本金の額（2024年5月31日現在）

（以下、略）

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新・訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2024年5月31日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	252本	3,698,483百万円
公社債投資信託	68本	265,070百万円
合計	320本	3,963,554百万円

3【委託会社等の経理状況】

<更新・訂正後>

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	1		18,266,544		18,932,059
分別金信託			100,000		100,000
1年内償還予定のその他の関係 会社有価証券			1,000,000		-
前払費用			344,367		486,689
未収委託者報酬			1,872,978		1,872,842
未収運用受託報酬	1		2,021,600		2,465,487
未収投資助言報酬	1		982,868		778,017
未収収益			188		-
その他			42,838		76,272
流動資産計			24,631,387		24,711,369
固定資産					
有形固定資産			812,781		790,471
建物	2	578,104		563,553	
器具備品	2	234,676		226,917	
無形固定資産			5,599		4,929
商標権		3,205		2,534	
電話加入権等		2,394		2,394	
投資その他の資産			1,663,601		1,510,178
投資有価証券		645,029		705,848	
長期差入保証金		493,713		367,019	
長期前払費用		6,563		7,346	
会員権		6,700		6,700	
繰延税金資産		511,594		423,264	
固定資産計			2,481,982		2,305,579
資産合計			27,113,369		27,016,949

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			1,060,990		954,088
未払金			1,327,197		1,425,701
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		331,839		344,712	
未払運用委託料		982,867		1,068,239	
その他未払金		9,343		9,603	
未払費用			260,450		271,162
未払法人税等			2,638,545		1,627,180
未払消費税等			572,179		152,836
賞与引当金			390,393		441,655
流動負債計			6,249,758		4,872,626
固定負債					
退職給付引当金			284,250		321,281
役員退任慰労引当金			18,800		28,500
固定負債計			303,050		349,781
負債合計			6,552,808		5,222,407
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			1,466,400		1,466,400
利益剰余金					
利益準備金		366,600		366,600	
その他利益剰余金		18,665,225		19,844,054	
別途積立金		8,538,121		8,538,121	
繰越利益剰余金		10,127,103		11,305,932	
利益剰余金計			19,031,825		20,210,654
株主資本計			20,498,225		21,677,054
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			62,336		117,488
評価・換算差額等計			62,336		117,488
純資産合計			20,560,561		21,794,542
負債純資産合計			27,113,369		27,016,949

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益	1				
委託者報酬			8,014,624		7,930,871
運用受託報酬			7,559,541		8,360,110
投資助言報酬			9,671,667		8,342,763
営業収益計			25,245,832		24,633,744
営業費用					
支払手数料			1,267,282		1,347,902
広告宣伝費			32,905		86,891
調査費			1,227,550		1,394,550
調査費		1,180,041		1,340,904	
委託調査費		44,166		50,178	
図書費		3,343		3,467	
委託計算費			403,233		426,485
外部運用委託料			3,997,416		3,886,146
営業雑経費			177,368		202,297
通信費		59,900		63,931	
印刷費		65,113		73,495	
協会費		19,108		18,309	
諸会費		2,252		2,156	
その他営業雑経費		30,993		44,404	
営業費用計			7,105,757		7,344,273
一般管理費					
給料			2,680,109		2,854,618
役員報酬		104,475		104,382	
役員賞与		-		275	
給料・手当		1,803,065		1,861,664	
賞与		373,174		436,683	
賞与引当金繰入額		390,393		441,912	
役員退任慰労引当金繰入額		9,000		9,700	
福利厚生費			336,941		361,825
交際費			14,008		12,822
旅費交通費			60,965		87,097
租税公課			219,965		202,480
不動産賃借料			271,157		431,035
役員退任慰労金			700		-
退職給付費用			96,457		113,823
固定資産減価償却費			154,811		103,935
資産除去債務（履行差額）			128,053		-
業務委託費			771,484		677,733
諸経費			381,294		417,134
一般管理費計			5,115,950		5,262,506
営業利益			13,024,124		12,026,964

		前事業年度 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）		当事業年度 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	
区分	注記 番号	金額 （千円）		金額 （千円）	
営業外収益					
受取配当金			24,564		66,806
有価証券利息			1,358		433
受取利息			90		105
投資有価証券売却益			8,036		164
投資有価証券償還益			618		-
その他			92		1,572
営業外収益計			34,760		69,082
営業外費用					
支払利息	1		373		-
投資有価証券償還損			2,105		-
その他			10,042		312
営業外費用計			12,521		312
經常利益			13,046,364		12,095,733
特別損失					
固定資産除却損	2		25,679		737
有価証券評価損			-		17,814
特別損失計			25,679		18,551
税引前当期純利益			13,020,684		12,077,181
法人税、住民税及び事業税			4,114,491		3,612,954
法人税等調整額			120,567		63,989
法人税等合計			3,993,923		3,676,944
当期純利益			9,026,760		8,400,237

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月 1 日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計	
			別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	1,466,400	74,040	8,538,121	6,964,514	15,576,675	17,043,075
当期変動額						
剰余金の配当				5,571,611	5,571,611	5,571,611
利益準備金の積立		292,560		292,560	—	—
当期純利益				9,026,760	9,026,760	9,026,760
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	292,560	—	3,162,589	3,455,149	3,455,149
当期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	10,127,103	19,031,825	20,498,225

(単位：千円)

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	71,798	71,798	17,114,873
当期変動額			
剰余金の配当			5,571,611
利益準備金の積立			—
当期純利益			9,026,760
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	9,461	9,461	9,461
当期変動額合計	9,461	9,461	3,445,687
当期末残高	62,336	62,336	20,560,561

当事業年度(自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計	
			別途積立金	繰越利益金		
当期首残高	1,466,400	366,600	8,538,121	10,127,103	19,031,825	20,498,225
当期変動額						
剰余金の配当				7,221,408	7,221,408	7,221,408
利益準備金の積立						
当期純利益				8,400,237	8,400,237	8,400,237
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	1,178,829	1,178,829	1,178,829
当期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	11,305,932	20,210,654	21,677,054

(単位：千円)

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	62,336	62,336	20,560,561
当期変動額			
剰余金の配当			7,221,408
利益準備金の積立			
当期純利益			8,400,237
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	55,151	55,151	55,151
当期変動額合計	55,151	55,151	1,233,980
当期末残高	117,488	117,488	21,794,542

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

（２）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～50年

器具備品 3～15年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

（３）役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金 18,065,313千円 未収運用受託報酬 1,548,805千円 未収投資助言報酬 894,529千円 2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 239,244千円 器具備品 148,081千円 合計 387,326千円	1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金 18,671,963千円 未収運用受託報酬 1,593,256千円 未収投資助言報酬 609,237千円 2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 18,579千円 器具備品 204,430千円 合計 223,009千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 営業収益 15,413,517千円 支払利息 186千円 2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 25,679千円	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 営業収益 12,563,442千円 支払利息 - 千円 2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 737千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	-	-	29,328
A種優先株式（株）	1	-	-	1
B種優先株式（株）	1	-	-	1
合計（株）	29,330	-	-	29,330

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （千円）	基 準 日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	A種優先株式	4,916,947	4,916,947	2022年3月31日	2022年6月28日
	B種優先株式	654,664	654,664	2022年3月31日	2022年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （千円）	基 準 日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	A種優先株式	6,401,056	利益剰余金	6,401,056	2023年3月31日	2023年6月27日
	B種優先株式	820,352	利益剰余金	820,352	2023年3月31日	2023年6月27日

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	-	-	29,328
A種優先株式（株）	1	-	-	1
B種優先株式（株）	1	-	-	1
合計（株）	29,330	-	-	29,330

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（千円）	基 準 日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	A種優先株式	6,401,056	6,401,056	2023年3月31日	2023年6月27日
	B種優先株式	820,352	820,352	2023年3月31日	2023年6月27日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （千円）	基 準 日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	A種優先株式	5,916,455	利益剰余金	5,916,455	2024年3月31日	2024年6月25日
	B種優先株式	803,734	利益剰余金	803,734	2024年3月31日	2024年6月25日

（リース取引関係）

前事業年度 2023年3月31日	当事業年度 2024年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券（*1）	643,342	643,342	-
(2)その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券（*2）	1,000,000	999,925	75
資産計	1,643,342	1,643,267	75

（*）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*1）市場価格のない株式等は、「（1）有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

（*2）1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券（*1）	704,161	704,161	-
(2)その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	-	-	-
資産計	704,161	704,161	-

（*）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*1）市場価格のない株式等は、「（1）有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

３．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当事業年度におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他の有価証券				
投資信託	-	704,161	-	704,161
資産計	-	704,161	-	704,161

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

(2) 時価で貸借対照表計上に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

4. 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2023年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	18,266,544	-	-	-
未収委託者報酬	1,872,978	-	-	-
未収運用受託報酬	2,021,600	-	-	-
未収投資助言報酬	982,868	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち満期 のあるもの	-	-	105,317	55,660
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	-	-	-
合計	24,143,992	-	105,317	55,660

当事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	18,932,059	-	-	-
未収委託者報酬	1,872,842	-	-	-
未収運用受託報酬	2,465,487	-	-	-
未収投資助言報酬	778,017	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち満期 のあるもの	-	-	140,214	-
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	-	-	-	-
合計	24,048,407	-	140,214	-

５．社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決済日後の返済予定

前事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

１．満期保有目的の債券

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	1,000,000	999,925	75
	小計	1,000,000	999,925	75
合計		1,000,000	999,925	75

当事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

２．その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	524,473	410,805	113,668
	小計	524,473	410,805	113,668
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	118,869	142,690	23,820
	小計	118,869	142,690	23,820
合計		643,342	553,495	89,847

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	587,603	400,805	186,798
	小計	587,603	400,805	186,798
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	116,557	134,016	17,458
	小計	116,557	134,016	17,458
合計		704,161	534,821	169,339

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、投資有価証券について17,814千円減損処理を行っています。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	54,000	8,036	-
合計	54,000	8,036	-

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	10,164	164	-
合計	10,164	164	-

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	240,550	284,250
退職給付費用	45,110	50,391
退職給付の支払額	1,410	13,360
退職給付引当金の期末残高	284,250	321,281

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	284,250	321,281
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	284,250	321,281
退職給付引当金	284,250	321,281
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	284,250	321,281

(3) 退職給付費用

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	45,110	50,391

(税効果会計関係)

(単位 : 千円)

前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)																																																																												
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr><td>ソフトウェア償却超過額</td><td>78,112</td></tr> <tr><td>敷金償却否認</td><td>30,554</td></tr> <tr><td>本社移転費用否認</td><td>74,687</td></tr> <tr><td>会員権評価損否認</td><td>2,591</td></tr> <tr><td>電話加入権評価損</td><td>1,395</td></tr> <tr><td>繰延資産償却超過額</td><td>619</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>119,538</td></tr> <tr><td>役員退任慰労引当金</td><td>5,756</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>87,037</td></tr> <tr><td>投資有価証券減損</td><td>-</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>7,293</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>127,691</td></tr> <tr><td>その他</td><td>11,122</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>546,399</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>546,399</td></tr> 繰延税金負債 <table> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>34,805</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>34,805</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>511,594</td></tr> </table> </table>	ソフトウェア償却超過額	78,112	敷金償却否認	30,554	本社移転費用否認	74,687	会員権評価損否認	2,591	電話加入権評価損	1,395	繰延資産償却超過額	619	賞与引当金	119,538	役員退任慰労引当金	5,756	退職給付引当金	87,037	投資有価証券減損	-	その他有価証券評価差額金	7,293	未払事業税	127,691	その他	11,122	繰延税金資産小計	546,399	評価性引当額	-	繰延税金資産合計	546,399	その他有価証券評価差額金	34,805	繰延税金負債合計	34,805	繰延税金資産の純額	511,594	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr><td>ソフトウェア償却超過額</td><td>129,397</td></tr> <tr><td>敷金償却否認</td><td>1,714</td></tr> <tr><td>本社移転費用否認</td><td>-</td></tr> <tr><td>会員権評価損否認</td><td>2,591</td></tr> <tr><td>電話加入権評価損</td><td>1,395</td></tr> <tr><td>繰延資産償却超過額</td><td>5,300</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>135,235</td></tr> <tr><td>役員退任慰労引当金</td><td>8,726</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>98,376</td></tr> <tr><td>投資有価証券減損</td><td>5,454</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>5,345</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>83,444</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3,479</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>480,462</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>480,462</td></tr> 繰延税金負債 <table> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>57,197</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>57,197</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>423,264</td></tr> </table> </table>	ソフトウェア償却超過額	129,397	敷金償却否認	1,714	本社移転費用否認	-	会員権評価損否認	2,591	電話加入権評価損	1,395	繰延資産償却超過額	5,300	賞与引当金	135,235	役員退任慰労引当金	8,726	退職給付引当金	98,376	投資有価証券減損	5,454	その他有価証券評価差額金	5,345	未払事業税	83,444	その他	3,479	繰延税金資産小計	480,462	評価性引当額	-	繰延税金資産合計	480,462	その他有価証券評価差額金	57,197	繰延税金負債合計	57,197	繰延税金資産の純額	423,264
ソフトウェア償却超過額	78,112																																																																												
敷金償却否認	30,554																																																																												
本社移転費用否認	74,687																																																																												
会員権評価損否認	2,591																																																																												
電話加入権評価損	1,395																																																																												
繰延資産償却超過額	619																																																																												
賞与引当金	119,538																																																																												
役員退任慰労引当金	5,756																																																																												
退職給付引当金	87,037																																																																												
投資有価証券減損	-																																																																												
その他有価証券評価差額金	7,293																																																																												
未払事業税	127,691																																																																												
その他	11,122																																																																												
繰延税金資産小計	546,399																																																																												
評価性引当額	-																																																																												
繰延税金資産合計	546,399																																																																												
その他有価証券評価差額金	34,805																																																																												
繰延税金負債合計	34,805																																																																												
繰延税金資産の純額	511,594																																																																												
ソフトウェア償却超過額	129,397																																																																												
敷金償却否認	1,714																																																																												
本社移転費用否認	-																																																																												
会員権評価損否認	2,591																																																																												
電話加入権評価損	1,395																																																																												
繰延資産償却超過額	5,300																																																																												
賞与引当金	135,235																																																																												
役員退任慰労引当金	8,726																																																																												
退職給付引当金	98,376																																																																												
投資有価証券減損	5,454																																																																												
その他有価証券評価差額金	5,345																																																																												
未払事業税	83,444																																																																												
その他	3,479																																																																												
繰延税金資産小計	480,462																																																																												
評価性引当額	-																																																																												
繰延税金資産合計	480,462																																																																												
その他有価証券評価差額金	57,197																																																																												
繰延税金負債合計	57,197																																																																												
繰延税金資産の純額	423,264																																																																												
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。																																																																												

（資産除去債務関係）

前事業年度 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）
本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。	本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

（収益認識に関する注記）

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。

1. 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
2. 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

当事業年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は損益計算書記載の通りです。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
23,537,958	1,707,874	25,245,832

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	16,103,493	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	2,486,311	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2．地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
21,763,842	2,869,902	24,633,744

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	13,144,143	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	2,259,461	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

１．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 66.66%	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、投資一任契約等の締結、投資助言契約の締結 役員の兼任	運用受託報酬の受取(注1)	5,822,158	未収投資一任報酬	1,548,805
							投資助言報酬の受取(注1)	9,591,359	未収投資助言報酬	894,529

（注1）取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

農林中央金庫（非上場）

（２）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

１．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 66.66%	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、投資一任契約等の締結、投資助言契約の締結 役員の兼任	運用受託報酬の受取(注1)	4,374,116	未収投資一任報酬	1,593,256
							投資助言報酬の受取(注1)	8,189,326	未収投資助言報酬	609,237

（注1）取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

農林中央金庫（非上場）

（２）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）
１株当たり純資産額	345,775円28銭	347,655円80銭
１株当たり当期純利益金額	- 銭	- 銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2023年3月31日）	当事業年度 （2024年3月31日）
純資産の部の合計額（千円）	20,560,561	21,794,542
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	10,419,663	11,598,492
（うちＡ種優先株式優先配当額・Ｂ種優先株式優先配当額）	（9,026,760）	（8,400,237）
（うちＡ種優先株式未分配配当額・Ｂ種優先株式未分配配当額）	（1,392,902）	（3,198,255）
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	10,140,897	10,196,049
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	29,328	29,328

３．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）
当期純利益金額（千円）	9,026,760	8,400,237
普通株主に帰属しない金額（千円）	9,026,760	8,400,237
（うちＡ種優先株式優先配当額・Ｂ種優先株式優先配当額）	（9,026,760）	（8,400,237）
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	-	-
普通株式の期中平均株式数（株）	29,328	29,328

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新・訂正後>

(1) 受託者

名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額（2024年3月末日現在）

324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概況>

名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額（2024年3月末日現在）

10,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2024年3月末日現在)	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める 第一種金融商品取引業を営ん でいます。
大和証券株式会社	100,000百万円	
BNPパリバ証券株式会社	102,025百万円	
ゴールドマン・サックス証券 株式会社	83,616百万円 (2023年12月末日現在)	
エービーエヌ・アムロ・クリ アリング証券株式会社	5,905百万円 (2023年12月末日現在)	
BofA証券株式会社	83,140百万円 (2023年12月末日現在)	
バークレイズ証券株式会社	38,945百万円 (2023年12月末日現在)	

独立監査人の中間監査報告書

2024年8月9日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山口 健 志

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNZAM 上場投信 DAX（為替ヘッジあり）の2023年11月16日から2024年5月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、NZAM 上場投信 DAX（為替ヘッジあり）の2024年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年11月16日から2024年5月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2024年6月18日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 長尾 充 洋
公認会計士 佐久間 啓

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。